

# 総務産業常任委員会審査報告書

平成 29 年 12 月 18 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒 川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

## 記

事件番号	件 名	審査の結果
請願第 6 号	憲法 9 条改変の国会発議に反対する意見書提出を求める請願	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ■請願第 6 号 憲法 9 条改変の国会発議に反対する意見書提出を求める請願

説明者：飯綱町憲法 9 条を守る会 丸山俊樹氏

質 疑：現憲法における自衛隊の位置付け及び解釈についてはどうか。

回 答：9 条の解釈は、自衛隊は憲法違反であるが、戦力を持ってもよいという解釈が通説になっている。自衛隊の扱いは不明であるが、9 条の 2 項と矛盾している。矛盾しているということは、どのようにも解釈でき空文化している。政府は、自衛隊を合憲であると認めている。

質 疑：憲法 9 条に 2 項が既述されているが、新たに自衛隊を加えると言っている。今日、自衛隊は認められており、合憲であるとの認識にあるがどうか。

回 答：法律学者の中には、合憲の解釈は奇弁に近いという見解もある。自衛隊の戦力は韓国より上で世界第 5 位にある。憲法 9 条の規定から軍隊は難しい。

質 疑：今般の請願は背景がくどくど書かれており、全般的に気になる。与党は小選挙区及び比例区において、得票率は低いが議席数は 3 分の 2 を上回り「虚構の多数」と表現されているが、そうは思わない。

回 答：今般の総選挙における与党の得票率と議席数を解説した上での表現である。

質 疑：国会で憲法 9 条を改変しない意見書の請願は、話し合いを行わないことか。それとも国民投票を訴えていくものか。

回 答：請願の理由は、国会において憲法 9 条改変の国会発議をしないものである。

反対討論：なし

賛成討論：今までも憲法9条に係る請願を町議会に提出し、改憲に反対の採決がされてきた。これらの経緯を踏まえての整合性及び請願の趣旨から賛成する。

採 決：賛成多数で採択とした。